

所得税法の見直しを求める意見書

中小事業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小事業者を支えている配偶者や親族などの家族従業者が事業に従事したことにより受ける対価は、所得税法第 56 条の規定により必要経費に算入しないこととされている。

一方、同法第 57 条では、事業に専従する家族従業者の労働単価は、青色申告を行うことにより必要経費への算入が認められる（第 1 項）が、いわゆる白色申告では、必要経費と認められる労働対価は、配偶者の場合 86 万円、その他の親族の場合 50 万円にすぎない（第 3 項）。

こうした所得税法上の取扱いは、家族従業者の労働が適正に評価されているとは言いがたく、また同じ労働に対し、青色申告といわゆる白色申告で差を設けることには矛盾がある。

さらに、ドイツ、フランス、アメリカなど世界各国においては、家族従業者の労働対価は、一定の要件の下で必要経費として認められているところである。

よって、国におかれては、家族従業者の労働が適正に評価されるよう、所得税法の関係規定の見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(平成 29 年 9 月 27 日 可決)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官

あて